帰属手続書類一覧

３２条協議をした、開発道路・開発のセットバックをした道路部分については、帰属（市の所有にする）を受ける。

帰属は開発事業者の費用で行う。（３２条協議の中で事業者負担であることは協議済）

帰属に必要な書類は、検査済証を渡す前までに持って来てもらう。（基本、検査済証と引き換え。）

【提出書類】

□委任状　…別紙様式参照

　※開発許可面積1000㎡以上のみ必要

※司法書士の連絡先を聞くこと。（建設管理課から連絡するため。）

　※市長が司法書士に所有権移転の事務を委任するもの。

　※司法書士は事業者が決める。その司法書士への支払いは事業者が行うことになる。

□登記承諾書兼登記原因証明情報　…別紙様式参照

　※公告日・番号等は建設管理課で記入

　※実印で押印(捨印も必要)

□印鑑証明書

※岐阜地方法務局管轄内の法人は不要

□法人の資格証明書

※岐阜地方法務局管轄内は不要

□位置図

□全部事項証明書(土地)

　※開発道路など帰属を受ける土地の登記簿。

　　分筆されていること、地目が「公衆用道路」に変更されていること、抵当権が外れていることを確認。

□公図

　※分筆後のもの

□確定地積測量図

　※分筆後のもの

※「法人の資格証明書」「全部事項証明書(土地)」「公図」「確定地積測量図」…ネット情報でも可

各務原市 都市計画課 開発指導係

TEL：058-383-7245 (直通)　 FAX：058-383-6365

委　　　任　　　状

　私は　　　　　　　　　　　　　　司法書士　　　　　　　を代理人とし、末尾に掲げる不動産に係わる下記事項を処理する一切の権限を委任する。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　岐阜県各務原市長　　　浅　野　健　司

記

1. 所有権移転、名義人表示変更等一切の不動産の権利に関する登記嘱託（代位に　　よる必要前提登記を含む。）の件
2. 登記嘱託書に添付した書類の原本還付請求並びに受領に関する件
3. 不動産登記法附則第６条第３項の規定により読み替えて適用される同法第１１７条の登記済証の受領に関する件
4. 登記嘱託書の補正又は取下げに関する件
5. 前記各号に掲げる行為をするにつき、復代理人選任に関する件

不動産の表示

　　所　在　各務原市

　　地　番

　　地　目　　公衆用道路

　　地　積　　　　　　㎡

 **登記承諾書兼登記原因証明情報 　　　捨　印**

1. 当事者及び不動産
	1. 当事者

　　　　　　権利者（甲）岐阜県各務原市

　　　　　　義務者（乙）住所

　　　　　　　　　　　　氏名

1. 不動産の表示

　末記のとおり

２　登記の原因となる事実又は法律行為

1. 都市計画法の規定による公告

令和　　年　　月　　日、本件土地は都市計画法第３６条第３項の規定により公告。

1. 所有権の移転

よって、本件不動産の所有権は、都市計画法第４０条第２項の規定により、上記公告の日の翌日である令和　　年　　月　　日、乙から甲に移転した。

上記の登記原因のとおり相違ありません。

また、権利者岐阜県各務原市が所有権移転登記を嘱託されますことを承諾します。

岐阜地方法務局　　御中

**実　印**

　　　義務者　住所

　　　　　　　氏名

不動産の表示

|  |  |
| --- | --- |
| 不動産番号 |  |
| 土　　地　　の　　表　　示 | 所　在 | 各務原市 |
|  |
| ①地　番 | ②地　目 | ③地　積m2 | 備　考 |
| 　　　番 | 公衆用道路 |  |  |  |
| 　　　番 | 公衆用道路 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |